

平成 27 年 4 月 1 日
全国英語教育学会 社会ニーズ対応推進部

教員研修講師紹介制度実施要項

(趣旨・目的)

第 1 本学会は英語教育に関する研究を行い、その向上発展に寄与するとともに、英語教育の推進を図ることを目的としている。その目的を達成するための事業の一つとして、教員研修のための講師紹介を行い、社会貢献活動を行うものである。

(講師登録)

第 2 本制度において紹介対象となる講師（以下「講師」）は、各地区学会所属の一般会員（勤務校種・形態（常勤・非常勤）は問わない）で、所属地区学会の事務局（以下「地区学会事務局」）より推薦された者とする。

2 推薦された会員は、所定の講師登録用紙（別紙様式 1）に必要事項を記入する。地区学会事務局は、社会ニーズ対応推進部事務局（以下「社会ニーズ事務局」）からの依頼に基づき、登録用紙をまとめて社会ニーズ事務局に送付する。

3 社会ニーズ事務局は登録用紙に記載されている内容を基にして、紹介可能講師リストを作成する。リストは全国英語教育学会ウェブサイトに掲載される。

4 講師の登録は、次の各号のいずれかに該当しない限り、継続するものとする。

(1) 会員本人より、所属地区学会を通じて講師登録辞退の申し出があった時

(2) 会員が所属地区学会を退会した時

5 ウェブサイトに掲載されているリストの更新は、原則年度に 2 回（4 月 1 日と 10 月 1 日）とする。

(講師紹介)

第 3 教員研修を実施する団体（以下「依頼団体」）が、本制度を利用して講師の依頼をする際には、依頼申請用紙（別紙様式 2）に必要事項を記入して、社会ニーズ事務局にメール（jasele.soc.needs.kenshu@gmail.com）で送付する。

2 社会ニーズ事務局は、受け取った依頼申請用紙を依頼団体が希望する講師に送付する。

- 3 依頼申請用紙を受け取った講師は、記載内容に基づき研修講師を引き受けるか否かを教員研修実施団体に連絡する。
- 4 研修内容・条件（講師料・旅費等）などについては、依頼団体と講師が直接交渉して決定する。その際の両者の連絡に、社会ニーズ事務局は関与しない。
- 5 依頼団体は、紹介された講師による研修が終了してから 2 週間以内に研修実施報告書（別紙様式 3）を社会ニーズ事務局に送付する。

（その他）

第 4 社会ニーズ事務局は、本制度の今後の改善を目的として、依頼団体からの問い合わせ件数、研修実施報告書等の取りまとめを行う。

2 上記第 3-2 で、依頼団体からの依頼申請用紙を講師に取り次いだ後に、依頼団体と講師の間に発生したいかなるトラブルについても、全国英語教育学会社会ニーズ対応推進部は責任を負わないものとする。

附則 この要項は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。